

2022 年 11 月 2 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

当座勘定規定及び夜間金庫規定の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では 2022 年 11 月 4 日（金）から稼働する電子交換所への参加に伴い、当座勘定規定及び夜間金庫規定について改定いたしますのでお知らせします。お客さまにはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定規定の改定について

(1) 改定理由

2022 年 11 月 4 日（金）の電子交換所参加に伴い手形・小切手の決済方法が変更となるため、当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は既に当座勘定をご利用のお客さまにも適用となります。

(2) 改定箇所

改定前	改定後
第 7 条（手形・小切手の支払） ① 省略 <u>（新設）</u> ② 省略	第 7 条（手形・小切手の支払） ① 省略 ② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> ③ （番号繰り下げ）省略

（次ページに続く）

(次ページに続く)

改定前	改定後
第27 条（個人信用情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。	<u>削除</u> 以降、各条番号繰り上げ

2. 夜間金庫規定の改定について

(1) 改定理由

- ① 2022 年 11 月 4 日（金）の電子交換所参加に伴い手形・小切手の決済方法が変更となるため、代金取立手数料を改定します。（1 通あたり 660 円）
- ② これに伴い、夜間金庫サービスをご利用の場合にも、取立手数料のお支払いをいただきます。

※手数料は、夜間金庫の入金口座から引き落としいたします。

※代金取立手数料の改定の詳細につきましては、2022 年 10 月 3 日掲載のお知らせをご覧ください。

(2) 改定箇所

改定前	改定後
第 5 条 省略 <u>(新設)</u>	第 5 条 省略 第 6 条 投入された預金袋の中に小切手等が含まれていた場合は、当行所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとします。取立手数料は当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、入金伝票に記載の預金口座から当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻のうえ充当します。
	以降、各条文番号繰り下げ

以 上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
022-225-8240

当 座 勘 定 規 定

(一般当座用)

株式会社仙台銀行

第1条 (当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条 (証券類の受入れ)

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで支払資金とします。

第3条 (本人振込み)

- ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条 (受入証券類の不渡り)

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡となったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定のコ欄記載のコ額によって取扱います。

第7条 (手形・小切手の支払)

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第8条 (手形、小切手用紙)

- ① 当店を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。
- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。
- ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 (支払の範囲)

- ① 呈示された手形、小切手の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条 (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条 (過振り)

- ① 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365 日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとしします。

第12 条（手数料等の引落し）

- ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13 条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14 条（印鑑等の届出）

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第15 条（届出事項の変更）

- ① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16 条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18 条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第19 条（自己取引手形等の取扱い）

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20 条（利 息）

当座預金には利息をつけません。

第21 条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第22 条（譲渡、質入の禁止）

この預金は、譲渡または質入することはできません。

第23 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24 条（解 約）

- ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれか

に該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して
いると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ③ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

第25 条（取引終了後の処理）

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第26 条（手形交換所規則による取扱い）

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第27条(成年後見人等の届出)

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされている場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- ④ 前3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- ⑤ 前4 項の届出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第28条（規定の変更）

- ① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(業預様 011) 2022. 11. 4 改定

当 座 勘 定 規 定

(専用約束手形口用)

株式会社仙台銀行

第1条 (当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- ② 手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条 (証券類の受入れ)

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで支払資金とします。

第3条 (本人振込み)

- ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱いします。
- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱いします。

第5条 (受入証券類の不渡り)

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡となったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱いします。

第7条 (手形の支払)

- ① この当座勘定からは呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。
- ② 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

第8条 (手形用紙)

- ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- ② 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- ③ 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- ④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- ⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 (手数料)

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第10条 (支払の範囲)

- ① 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- ② 手形の金額の一部支払はしません。

第11条 (支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第12条 (過振り)

- ① 第10条第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形の支払をした場合には、当行から請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同行の不足金に充当します。

- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第13条（印鑑等の届出）

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第14条（届出事項の変更）

- ① 手形、約束手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出ください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第15条（印鑑照合等）

- ① 手形、請求書または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があってもそのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第16条（振出日、受取人記載もれの手形）

- ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条（自己取引手形等の取扱い）

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条（利 息）

当座預金には利息をつけません。

第19条（残高の報告）

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第20条（譲渡、質入の禁止）

この預金は、譲渡または質入することはできません。

第21条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第22条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第22条（解 約）

- ① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 当行は支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払いの停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- ③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

- ④ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。
- ⑥ 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年1月と7月の当行所定の日においてこの当座勘定の受払いが6か月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも同様とします。

第23条（取引終了後の処理）

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第24条（手形交換所規則による取扱い）

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第25条（成年後見人等の届出）

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされている場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- ④ 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- ⑤ 前4項の届出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第26条（規定の変更）

- ① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(業預様 012) 2022.11.4 改定

夜 間 金 庫 規 定

- 第1条 この金庫は営業時間外に使用者ご本人の当座預金、普通預金その他の預金のお預け入れのためにのみ使用できます。
このお預け入れについては、当行はこの規定のほか、当行当座預金その他該当預金の規定によりお取り扱いいたします。
- 第2条 お預け入れの場合には、所定の預金袋にお預け入れ金及び当座預金入金帳〔夜間金庫専用〕または普通預金通帳と普通預金入金票〔夜間金庫専用〕を入れ施錠のうえ、この金庫にご投入ください。
尚、念のためもう一度預金袋が確かに下に落ちたか否かをご確認ののち扉を閉じ施錠してレシートをお受け取り下さい。
(注) 夜間金庫専用各入金帳票は1冊 5,000 円及び消費税相当額となっています。
- 第3条 当座預金入金票または普通預金入金票には氏名・金額・日付・口座番号などをご記入下さい。
なお預金袋複数投入の場合は個数もご記入下さい。
- 第4条 当行は担当役席及び担当者の2名以上の立会のもとに預金袋を開き、お預け入れ金と預金入金伝票記載金額との一致を確かめたうえ、預金袋開封の日の日付をもってご指定の預金口座にご入金の手続きをいたします。
- 第5条 お預け入れ金が万一伝票記載金額と相違する場合は、当行の再鑑金額をもってお預け入れ金として処理いたします。
- 第6条 投入された預金袋の中に小切手等が含まれていた場合は、当行所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとします。取立手数料は当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、入金伝票に記載の預金口座から当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻のうえ充当します。
- 第7条 投入された預金袋については第4条によりその内容を確認するまでは紛失その他いかなる事故があっても当行は一切その責任を負いません。
- 第8条 手続終了済預金袋、当座勘定入金帳または預金通帳は営業時間中にご来店のうえお受け取り下さい。
- 第9条 預金袋、外扉用または預金袋用鍵の紛失、き損などあった場合は、直ちに当行へお届け下さい。
2. また、紛失、き損などがあった場合は実費を頂戴いたします。この実費は再作成費用に充当いたしますので、後日発見された場合でも返却いたしません。
3. もし、届出がないため、または届出の遅延などにより生じた損害については、当行はその責任を負いません。
- 第10条 解約の場合は預金袋、外扉用及び預金袋用鍵を直ちに当行へお返し下さい。
- 第11条 この金庫の使用権を転貸・譲渡・売買または質権の目的とすることはできません。
- 第12条 使用契約期間は当初の契約期については、契約日から最初に到来する3月31日（以下「期間満了日」という。）までとし、期間満了日までに契約者から解約の申出がない場合は期間満了日の翌日より1年間自動的に継続します。
以後も同様とします。
- 第13条 この金庫及び預金袋の使用料（以下「使用料等」という。）は、一契約につき預金袋3個まで月額6,000円及び消費税相当額とします。また、預金袋4個以上の場合は、追加1個当月額1,000円及び消費税相当額とします。
使用料等の徴求方法は次のとおりとします。
1. 使用料等は6ヶ月分先取りとし使用者ご本人の指定口座より自動振替にて徴求します。
2. 徴求期間と徴求日は次のとおりとします。
- | | 徴 求 期 間 | 徴 求 日 |
|------------|-------------------------------|--------|
| 当 初
契約時 | 契約日が4月1日以降の場合は最初に到来する9月30日まで | 契 約 日 |
| | 契約日が10月1日以降の場合は最初に到来する3月31日まで | 契 約 日 |
| 継続時 | 毎年4月1日より9月30日まで | 4月10日 |
| | 毎年10月1日より3月31日まで | 10月10日 |
3. 当初契約時の使用料等は、契約日の属する月を1ヶ月とし月割計算します。
当日が休業日の場合は翌営業日とします。
4. 使用料等の料金を改定する必要がある場合は、当行は、当行所定の方法により変更後の内容及び変更の効力発生時期を周知することにより、本規定を変更することができます。この場合、使用者ご本人は、変更後の条項に合意したものと扱います。

以 上



夜 間 金 庫 規 定

- 第1条 この金庫は営業時間外に使用者ご本人の当座預金、普通預金その他の預金のお預け入れのためにのみ使用できます。
- このお預け入れについては、当行はこの規定のほか、当行当座預金その他該当預金の規定によりお取り扱いいたします。
- 第2条 お預け入れの場合には、所定の預金袋にお預け入れ金及び当座預金入金帳〔夜間金庫専用〕または普通預金通帳と普通預金入金票〔夜間金庫専用〕を入れ施錠のうえ、この金庫にご投入ください。
- 尚、念のためもう一度預金袋が確かに下に落ちたか否かをご確認ののち扉を閉じ施錠してレシートをお受け取り下さい。
- （注）夜間金庫専用各入金帳票は1冊 5,000 円及び消費税相当額となっています。
- 第3条 当座預金入金票または普通預金入金票には氏名・金額・日付・口座番号などをご記入下さい。
- なお預金袋複数投入の場合は個数もご記入下さい。
- 第4条 当行は担当役席及び担当者の2名以上の立会のもとに預金袋を開き、お預け入れ金と預金入金伝票記載金額との一致を確かめたうえ、預金袋開封の日の日付をもってご指定の預金口座にご入金の手続きをいたします。
- 第5条 お預け入れ金が万一伝票記載金額と相違する場合は、当行の再鑑金額をもってお預け入れ金として処理いたします。
- 第6条 投入された預金袋の中に小切手等が含まれていた場合は、当行所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとします。取立手数料は当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、入金伝票に記載の預金口座から当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻のうえ充当します。
- 第7条 投入された預金袋については第4条によりその内容を確認するまでは紛失その他いかなる事故があっても当行は一切その責任を負いません。
- 第8条 手続終了済預金袋、当座勘定入金帳または預金通帳は営業時間中にご来店のうえお受け取り下さい。
- 第9条 預金袋、外扉用または預金袋用鍵の紛失、き損などあった場合は、直ちに当行へお届け下さい。
2. また、紛失、き損などがあった場合は実費を頂戴いたします。この実費は再作成費用に充当いたしますので、後日発見された場合でも返却いたしません。
3. もし、届出がないため、または届出の遅延などにより生じた損害については、当行はその責任を負いません。
- 第10条 解約の場合は預金袋、外扉用及び預金袋用鍵を直ちに当行へお返し下さい。
- 第11条 この金庫の使用権を転貸・譲渡・売買または質権の目的とすることはできません。
- 第12条 使用契約期間は、夜間金庫使用申込書記載のとおりとします。
- 使用契約期間終了後は、預金袋、外扉用及び預金袋用鍵を直ちに当行へお返し下さい。
- 第13条 この金庫及び預金袋の使用料（以下「使用料等」という。）は、預金袋1個につき1,000 円及び消費税相当額とします。
- 使用料等の徴求方法は次のとおりとします。
1. 使用料等は先取りとし使用者ご本人の指定口座より契約日に自動振替にて徴求いたします。
2. 使用料等の料金を改定する必要がある場合は、当行は、当行所定の方法により変更後の内容及び変更の効力発生時期を周知することにより、本規定を変更することができます。この場合、使用者ご本人は、変更後の条項に合意したものととして扱います。

以 上